

栃木県医療費適正化計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 県民の健康の保持・増進を推進するとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することにより、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、「栃木県医療費適正化計画協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 「栃木県医療費適正化計画」の策定及び推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表
- (2) 健康診査等実施者の代表
- (3) 医療保険者等の代表
- (4) 学識経験者等
- (5) 市町村の代表

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、栃木県保健福祉部国保医療課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。